

## 登録実施事務規程例

- ※注：① このひな形は、登録実施機関として会長を代表者とする●●●会という名称の法人を想定して作成している。条文中の組織の名称、代表者等については、登録実施機関の実態に即して記載される。
- ② [第●●条 …]としてイタリック体で記載された条項は必置ではない。当該条項の設置は、登録実施機関の裁量にゆだねられる。
- ③ ここに記載された各条文はひな形であるので、用語や文章表現については法令及び条文設置の趣旨に即していれば、登録実施機関の裁量により機関の実態等を踏まえて自由に変えることができる。(例:第 11 条ほかにおける「登録事務員」を「登録事務局」などの用語に変更。) なお、代替の用語・表現として考えられるものを、当該条文の後にイタリック体で※印を付して記載している。
- ④ いくつかの条項については、考えられる代替案の条文を□枠にイタリック体で示している(第 9 条等)。どの条文によるのか、あるいは、当該条項設置の趣旨に即した別な書きぶりにするのかは、登録実施機関の裁量にゆだねられる。
- ⑤ その他、各条項における条文記載上の留意点を【注： 】書きで示している。

## 登録実施事務規程例

(適用の範囲)

### 第1条

この規程は、●●●会（以下「本会」という。）が「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「施行規則」という。）、「木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号。以下「判断基準省令」という。）等に基づいて行う木材関連事業者の登録に関する業務について、その運営方針、運営体制・実施方法 その他の登録に関する業務の実施に必要な事項を規定する。

(定義)

### 第2条

- 1 この規程において使用する用語は、クリーンウッド法、施行規則及び判断基準省令において使用する用語の例によることとする。
- 2 施行規則第3条に規定されている「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が行う木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業は、以下「木質バイオマスを用いた発電事業」という。
- 3 「判断基準」とは、木材関連事業者が講ずる合法伐採木材等の利用を確保するための措置（以下「合法伐採木材等の利用確保措置」という。）に関してクリーンウッド法第6条及び判断基準省令で規定されているものをいう。

**【※本条項については、登録実施機関の裁量で適宜補充することができる。】**

(登録実施事務の方針)

### 第3条

本会が行う登録実施事務の方針は次のとおりとし、「クリーンウッド法に関する〇〇会の運営及び登録実施事務の方針」を別に定めるとともに、全ての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

- (1) 登録に関する業務を公平、公正かつ迅速に提供する。
- (2) 登録実施事務の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。

- (3) 登録実施事務で得られる情報について機密保持に責任を持ち、全ての情報について機密保持に必要なかつ適切な管理を行う。
- (4) 登録実施事務の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に責任を持つ。
- (5) クリーンウッド法の制度の適正な運営に寄与する。
- (6) 本会は、登録に関する業務の結果を左右しかねないような全ての営利的圧力、財政的圧力その他の圧力に影響されないようにする。

(法的地位及び責任)

#### 第4条

- 1 本会は、クリーンウッド法に基づく登録実施機関として登録され、登録実施事務を行うものとする。

※登録実施機関の裁量により「定款の定めるところにより」などの文言を加えることができる。

- 2 登録実施事務のうち、判断基準を踏まえ、登録申請者が合法伐採木材等の利用確保措置を適切かつ確実に行えるか否かについて確認し、登録等を判断する業務を登録に関する業務とする。
- 3 本会は、登録実施機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行う登録実施事務に責任を負うものとする。なお、登録に関する業務を含めた登録実施事務の範囲を超えるものについては、責任を負わない。

(登録実施事務の対象とする区域)

#### 第5条

本会が登録実施事務の対象とする区域は、全国【※注：区域を限定する登録実施機関にあっては、「九州一円」、「長野県一円」などその地域を限定的に記述する。】とする。

(登録実施事務の対象としている事業の範囲)

#### 第6条

本会の登録実施事務の対象とする事業は、以下のものとする

- ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
- ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業
- ③ 木質バイオマスを用いた発電事業

【※注：①～③の全部又は一部を登録実施機関の方針に応じて選択して記載する。  
また、木材等について対象とする範囲を限定する場合には、対象とする木材等を

【明確にして記載する。】

例：木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業  
合板の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業  
家具の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 など

(登録実施事務を行う事務所の名称、所在地等)

#### 第7条

本会が登録実施事務を行う事務所の名称、所在地及び管轄区域は別に定める。

(登録の対象となる事業者)

#### 第8条

本会が登録を行う事業者は、第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の事業者とする。

※注 登録実施事務の対象としている事業の範囲から、第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業のいずれかを対象とする場合には、その旨を記載する。

(登録実施事務を行う時間及び休日)

#### 第9条

- 1 事業所の登録実施事務を行う時間は、●●時から●●時までとする。
- 2 休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末の12月29日から31日まで並びに年始の1月2日及び3日とする。

(登録実施事務等に関する料金の収納)

#### 第10条

本会は、登録実施事務に要する手数料、登録事項の確認に要する手数料、及び登録事項の変更に要する手数料その他の手数料を別に定める「登録実施手数料規程」に基づき徴収するものとする。

【代替案】 第24条に基づく登録申請を受理する場合は、当該登録申請を行った者から別に定める登録手数料を徴収するものとする。また、登録事項の確認を実施するときは、木材関連事業者から別に定める「登録実施手数料規程」に基づき徴収するものとする。

(その他の費用の負担)

#### 第11条

本会は、木材関連事業者その他の利害関係人から第20条第2項第7号の財務諸表等

の書面の謄本、抄本又は電磁記録媒体に記録された情報の請求があった場合には、当該利害関係人から別に定める交付手数料を徴収するものとする。

(登録実施事務を行う組織)

#### 第12条

本会の登録実施事務に関する組織は、別に定める内部規程及び組織図のとおりとする。

(会長の責任及び権限)

#### 第13条

会長は、登録実施事務に係る人的、物的及び財務的基盤の確保、運営方針の策定、登録に関する方針及び手順の実施の監督並びに登録、登録の拒否、登録の更新、取消し及び登録の抹消に関する決定について責任及び権限を有する。

(会長の権限の委譲)

#### 第14条

会長は、その責任において登録実施事務の実施及び監督に係る権限を別に定める「権限委譲規程」に基づき業務執行理事【※注：名称は仮置き】に委譲できるものとする。

(登録実施事務を行う者の職務)

#### 第15条

- 1 会長は、登録実施事務に係る審査員の任命及び指名、審査の実施命令、審査の結果に基づく登録及び登録の拒否の決定、登録の取消し、登録申請者への通知、登録証の交付、登録事項の確認、登録実施機関の承継、運営委員会の設置、内部監査の実施、登録実施事務に関する業務等の点検及び是正、主務大臣への報告並びに立入検査の受入れを行う。
- 2 審査員は、登録申請に係る審査を行い、判断基準に即して登録申請内容の適合性を審査する。また、登録簿に登録された登録木材関連事業者に対する登録事項の確認を行う。
- 3 登録事務員は、登録申請書及び年次報告書等の受理、登録簿への登録、登録申請者への通知、登録に係る公表等の登録に関する事務を行う。
- 4 審査員及び登録事務員（以下「審査員等」という。）は、遂行する職務に対して的確でなければならない。

※「登録事務員」については「登録事務局」などの名称も考えられる。

(審査員の任命)

#### 第16条

- 1 会長は、審査員を任命する。
- 2 審査員は、別に定める「審査員等の力量等の基準」に基づき、登録に関する業務の  
手順、判断基準、審査技能等の教育・訓練を受け、かつ、必要な技術的知識及び経験  
を有する力量のある者を、必要な数を任命するものとする。
- 3 会長は、必要がある場合には、前項の力量等の基準に基づき、外部の専門家又は学  
識経験者に審査員を委嘱することができる。
- 4 会長は、第1項の任命及び第3項の委嘱に際して、審査員に対し、以下の事項を約  
束する誓約書に署名することを求めるものとする。

【※注：以下の（1）～（3）は例示】

- (1) 本会が定める機密保持に関する規則に従うこと。
  - (2) 審査員自身及びその所属する組織等と、当該審査員等が行う審査等又は登録事  
項の確認に伴う木材関連事業者との間の現在及び過去における関係を明言するこ  
と。
  - (3) 本会の利害に抵触する事由が発生した場合は速やかに会長に報告すること。
- 5 会長は、審査員の名簿並びに履歴、資格、研修及び実務経験についての記録を作成・  
保持し、最新の状態を維持するものとする。

研修を実施する登録実施機関にあつては、次の条項を設けることができる。この場合、  
以下の条項番号を繰り下げる。研修に関する条項は、必置ではない。

(研修)

#### 第●●条

会長は、審査員等に対し、適正な登録に関する業務を実施するために必要に応じて  
別に定める「研修規程」に基づき研修を実施する。

(機密保持)

#### 第17条

- 1 本会は、別に定める「機密保持に関する規程」に基づき、組織の全ての階層におい  
て、登録実施事務の過程において得られる情報の機密を保護するものとする。
- 2 本会は、登録木材関連事業者に係る情報の公開を行う場合は、法令で禁止されない  
限り事前に公開する旨の通知を当該登録木材関連事業者に対して行うものとする。
- 3 第三者から得た登録申請者若しくは登録木材関連事業者に関する苦情又は主務省  
からの不適合の情報は、機密情報として取り扱うこととする。

(禁止業務)

#### 第18条

- 1 本会は、本会に登録申請を予定する者その他の木材関連事業者に対し、登録上の問

題となる事項の対処方法についてコンサルティングサービスを行わない。

- 2 本会は、いかなる場合であっても登録実施事務に関する機密保持を損ない、又は客観性若しくは公正性を損なう製品の販売若しくはサービスの提供を行わない。

(安定した財務基盤の確保及び維持)

#### 第19条

本会は、登録実施機関としての安定的な運営に必要な財務基盤を確保し、これを維持するものとする。

(文書・記録の整備及び管理)

#### 第20条

- 1 本会は、登録実施事務に係る文書及び記録を、別に定める「文書等管理規程」に基づき、適切に管理するものとする。
- 2 本会は、以下に関する文書を用意し、要請に応じて閲覧又は交付ができるようにしておくものとする。
  - (1) 本会の登録実施事務についての情報
  - (2) 登録、登録の拒否、登録の更新、登録の取消し及び登録の抹消を含む登録に係る手順の説明に関する文書
  - (3) 登録に関する業務における審査の方法及び審査の根拠に関する情報
  - (4) 登録申請者及び登録木材関連事業者が支払うべき費用
  - (5) 登録申請者及び登録木材関連事業者の権利及び義務
  - (6) 登録に関する苦情・異議申し立ての処理手順
  - (7) 財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書）

(登録実施事務に関する情報の提供)

#### 第21条

- 1 本会は、登録申請者に対し、登録の詳細な手順、判断基準、本会の要求事項、必要となる費用及び納入方法並びに登録申請者の権利及び義務について記載した文書を提供するものとする。
2. 前項の文書においては、第一種木材関連事業者にあつては当該第一種木材関連事業に係る全ての部門、事務所、工場及び事業場並びに全ての木材等の種類の登録を求める旨を、第二種木材関連事業者にあつては当該第二種木材関連事業に係る部門、事務所、工場若しくは事業場又は木材等の種類ごとの登録を認める旨を記載するものとする。
- 3 本会は、登録申請者から求められた場合には、登録に関する追加情報を当該登録申

請者に提供するものとする。

(登録申請の受理及び審査の準備)

#### 第22条

- 1 本会は、登録申請者から、別に定める「登録申請書」(添付書類を含む。)、欠格条項に関する宣誓、審査事務等に関する同意及び登録後の義務履行を記した「誓約書」(以下「登録申請書等」という。)が提出されたときは、第3項各号に不備等がないことを確認し、登録申請を受理するものとする。また、登録申請の受理を拒否する場合は、その理由を登録申請者に通知するものとする。
- 2 登録申請者から登録申請を委任された者による登録申請書の登録申請がなされた場合には、これを受付するものとする。
- 3 本会は、登録申請の受付にあたっては、次の事項に不備等がないことを必要に応じ質問その他の方法により確認するものとする。
  - (1) 登録申請者から登録申請のあった事業が第5条、第6条及び第8条に定める登録実施事務の範囲内であること。
  - (2) 登録申請書等の内容に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - (3) 登録申請内容に明らかに瑕疵がないこと。
- 4 前項の規定において、登録申請書に不備等を認めるときは補正を求め、補正に応じないときは受理できない理由を通知するとともに、登録手数料の徴収は行わない。また、補正に応ずることができず登録申請者自らが、自主的に登録申請を取り下げた場合も同様の扱いとする。
- 5 第3項において不備等がないことを確認できた場合又は前項において補正された場合で登録申請が受理された場合には、登録申請書に受理印を押印し、「登録申請書受理台帳」に登録申請を受理した旨を記載するとともに、登録申請者に受理通知書(手数料の納付に関する事項を含む。)交付する。

(審査員の指名)

#### 第23条

会長は、個別の登録申請に係る書類審査を行う者を「審査員名簿」の中から指名し、審査の実施を命ずるものとする。

※複数の審査員での審査、審査員で構成する審査会議(仮称)で審査を実施してもよい。

(審査の実施等)

#### 第24条

- 1 審査は、登録申請書の内容について行うものとする。

- 2 登録申請者が、以下に該当する場合は、クリーンウッド法に規定する欠格条項等に抵触ものとして、審査を終了する。
  - (1) 申請者がクリーンウッド法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者であるとき。
  - (2) 申請者がクリーンウッド法第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者であるとき。
  - (3) 申請者が法人である場合において、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるとき。
  - (4) 登録申請者から本会の規程に従わない旨の表明があった場合
- 3 審査員は、判断基準を踏まえ、合法伐採木材等の利用確保措置を適切かつ確実に実行するか否かの観点で審査する。
- 4 審査に当たって、登録審査実施マニュアルを別に定める。

※本項について、登録実施機関は、登録実施の進め方(名称:仮称)を参考に定めることができるものとする。

- 5 登録申請の内容が、林野庁が定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく「森林認証制度又はCoC認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林、木材等の認証制度における認証を得ている範囲と重複している場合には、審査に活用できるものとする。
- 6 登録申請者が正当な理由なく、登録審査に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合は、本会は審査を中止することができるものとする。この場合、本会は審査の中止を登録申請書受理台帳に記載し、登録申請者に通知するものとする。

(審査結果の報告)

#### 第25条

- 1 審査員は、審査を終えた後、速やかに審査結果に係る報告書(以下「審査結果報告書」という。)を作成するとともに、登録申請が第24条第2項、第3項及び第5項の規定に基づき適合していると確認される場合には登録を可とする意見を付して、適合していないと確認される場合には登録を否とする意見を付して、審査結果報告書を会長に報告するものとする。
- 2 審査結果報告書には、第24条第2項に掲げる法令等で規定する各事項の適合状況を記載するものとする。

(登録の決定)

## 第26条

- 1 会長は、審査員から登録の可否に関する意見を付した審査結果報告書を受領した場合には、登録又は登録の拒否を決定するものとし、登録を拒否する場合は、その旨を、理由を付して登録申請者に通知するものとする。
- 2 会長は、前項により登録を拒否する場合を除き、登録申請者の登録簿への登録を決定するものとする。

(登録簿への登録及び登録申請者への通知と登録証の交付)

## 第27条

- 1 本会は、登録を決定した登録申請について次の事項を登録簿に登録するものとする。登録簿は最終の記載の日から5年間保存するものとする。
  - (1) 木材関連事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲
    - ① 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
    - ② 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売する事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
    - ③ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
    - ④ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
    - ⑤ ④の木材等の一年間の重量、面積、体積又は数量の見込み
    - ⑥ 第一種木材関連事業者にあっては、当該第一種木材関連事業に係る④の木材等の原材料となっている樹木の樹種及び当該樹木が伐採された国又は地域
  - (3) 登録年月日及び登録番号
- 2 本会は、登録を行ったときは、遅延なくその旨を登録申請者に通知するとともに、次の事項を公示するものとする。
  - (1) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲
    - ① 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
    - ② 木材等の製造、加工、輸入、輸出もしくは販売する事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建設若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
    - ③ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

- ④ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
- (3) 登録年月日及び登録番号
- 3 前項の公示は、事務所における公衆の閲覧及びインターネットによる情報提供によるものとし、その期間は登録した日から当該登録を抹消するまでの間とする。
- 4 本会は、第2項の通知を行うに際しては、併せて別に定める「第〇種登録木材関連事業者登録証」を交付する。
- 5 「第〇種登録木材関連事業者登録証」の有効期間は登録の日から5年とする。
- 6 本会は登録実施事務に関し、以下の事項を記載した帳簿を作成して備え付け、登録実施事務を廃止するまで保管するものとする。
  - (1) 木材関連事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲
    - ① 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
    - ② 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売する事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
    - ③ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
    - ④ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
    - ⑤ ④の木材等の一年間の重量、面積、体積又は数量の見込み。
    - ⑥ 第一種木材関連事業者にあっては、当該第一種木材関連事業に係る④の木材等の原材料となっている樹木の樹種及び当該樹木が伐採された国又は地域
  - (3) 登録申請を受けた年月日
  - (4) 登録又は登録の拒否の別
  - (5) 登録の拒否をした場合には、その理由
  - (6) 登録した場合には、登録年月日及び登録番号
  - (7) 登録を抹消した場合には、その理由と抹消年月日
  - (8) その他登録実施事務の実施に関し必要な事項

(登録事項の変更)

## 第28条

- 1 本会は、登録木材関連事業者から前条第1項各号に規定する登録事項の変更について、変更に係るものを記載した書類を付して申請があった場合には、変更の適否を審査し、変更が適正である場合にはその変更内容に即して帳簿及び登録簿の記載を変更する。
- 2 登録の変更に係る手続については、第22条から前条までの規定を準用する。

(登録の更新)

第 29 条

本会は、登録後 5 年ごとに行う登録の更新について登録木材関連事業者から申請があった場合には、第 22 条から第 27 条までの規定に基づく手続に準拠して更新の登録を行うものとする。

(年度報告)

第 30 条

- 1 本会は、登録木材関連事業者から、少なくとも毎年 1 回、合法伐採木材等の利用確保措置の実施状況について別に定める「年度報告書」により報告をさせる。
- 2 本会は、「年度報告書」が提出された場合には、これを受理し、「年度報告書等台帳」に記録するものとする。
- 3 本会は、「年度報告書」をもとに、必要があると認める場合には、質問その他の方法により確認を行い、前年度の合法伐採木材等の利用確保措置の実施状況について取りまとめる。なお、会長は、主務省からの求めがあれば、実施状況について情報提供するものとする。

(登録事項の確認)

第 31 条

- 1 登録申請書等に基づき登録木材関連事業者が登録を受けた事業の範囲内において、合法伐採木材等の利用確保措置を適切かつ確実に講じていること又は登録木材関連事業者の名称の適切な使用(名称を用いる場合における①合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場及び②合法伐採木材等の利用確保措置の対象となる取り扱う木材等の種類の記載を含む。)を遵守していることを確認するために必要があると認められる場合には、会長が審査員名簿から指名した審査員が、当該登録木材関連事業者に対して質問その他の方法によって確認を行うものとする。
- 2 審査員は、確認を終了した後、速やかに登録事項確認報告書を作成するとともに、判断基準となるべき事項を踏まえ、当該登録木材関連事業者の取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用確保措置を適切かつ確実に講ずる者と認められるか否かの意見を付して会長に提出するものとする。
- 3 また、確認の結果、必要があると認められるときは、会長は、当該登録木材関連事業者に必要な措置を請求するものとする。

(登録の取消し)

第 32 条

- 1 本会は、登録木材関連事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録木材関連事業者の登録を取り消すことができるものとする。
  - (1) 登録木材関連事業者が、クリーンウッド法第6条第1項の木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を踏まえ、その取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用確保措置を適切かつ確実に講ずる者と認められないとき。
  - (2) 登録木材関連事業者が、クリーンウッド法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者であるとき。
  - (3) 登録木材関連事業者が、クリーンウッド法第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者であるとき。
  - (4) 登録木材関連事業者が法人である場合において、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者がいるとき。
  - (5) 第○種登録木材関連事業者という名称を用いることができる事業の範囲に違反して、第○種登録木材関連事業者の名称又はこれに紛らわしい名称を使用している場合。
  - (6) 不正の手段により木材関連事業者の登録又はその更新を受けた場合。
- 2 本会は、登録の取消しをしようとするときは、その1週間前までに当該登録の取消しに係る登録木材関連事業者に文書でその旨を知らせ、弁明の機会を付与するものとする。
- 3 本会は、登録木材関連事業者の登録を取り消したときは、その理由を示して、当該木材関連事業者に通知するものとする。

(登録の抹消及び抹消の公表等)

#### 第33条

- 1 本会は、前条に規定により登録木材関連事業者の登録を取り消したとき、又は、登録木材関連事業者の申請に基づいて登録を取り消したときには、当該登録木材関連事業者の登録を抹消するとともに、その旨を公表する。
- 2 前項の公表は、事務所における公衆の閲覧及びインターネットによる情報の提供によるものとする。
- 3 前項の公表は登録抹消日から1年を経過する日までの間行うものとする。

(判断基準等の改正)

#### 第34条

- 1 本会は判断基準等が改正された場合、本会の登録簿に登録された登録木材関連事業者及び登録申請中の登録申請者に文書でその旨通知をするものとする。
- 2 会長は、判断基準等の改正により登録木材関連事業者が判断基準等に適合しないお

それがあある場合は、適合させることが必要である旨を速やかに通知するとともに、これを受けて登録木材関連事業者が講じた措置を確認するものとする。

(登録実施機関の承継)

#### 第35条

本会は、本会が登録実施事務を休廃止する場合には、登録木材関連事業者が不利益を受けまいよう、登録木材関連事業者と調整を図り、他の登録実施機関への登録の承継について責任を持って対応するものとする。

(運営委員会)

#### 第36条

- 1 会長は、登録実施機関の運営に関する公平性を維持するために、外部の有識者からなる運営委員会を設置し、毎年1回以上運営委員会を招集する。
- 2 前項の手順は、別に定める「運営委員会設置・開催要領」による。
- 3 運営委員会は、当会の登録実施事務の公平性について審議を行い、その結果を会長に進言するものとする。
- 4 運営委員会の記録は文書化し、保存するものとする。

※第36条については、運営委員会（又は「公平委員会」）に代えて、登録実施事務の公平性の維持の機能を有する「公平性監査人」の設置としてもよい。「運営委員会」の設置とするか、「公平性監査人」の設置とするかについて、及び、その名称については、登録実施機関の裁量による。

(登録実施事務の公平性の維持のために必要な事項)

#### 第36条

- 1 会長は、登録実施事務の公正な実施を維持するために別に定める「公平性監査人設置要領」に基づき公平性監査人を置くものとする。
- 2 会長は、公平性の維持に関する学識経験を有する外部の者1名以上を公平性監査人に委嘱するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会長は、本会監事（木材関連事業者又は木材関連事業者の組織する団体の役員を除く。）複数名を公平性監査人に指名することができる。
- 4 公平性監査人は、本会の登録実施事務の公平性について会長に文書により助言又は提言するものとする。
- 5 公平性監査人の意見又は提言については、保存するものとする。

(内部監査)

第 37 条

- 1 会長は、登録実施事務が適正に実施され、また、登録実施事務の実施体制が維持されているかを検証するために、登録実施事務に対する内部監査を毎年 1 回実施するものとする。
- 2 内部監査の手順は、別に定める「内部監査規程」によるものとする。
- 3 内部監査の結果は文書化し、保存するものとする。

(不適合登録実施事務)

第 38 条

会長は、監査人の意見・提言、内部監査における指摘等を踏まえ、登録実施事務で発生した不適合な登録実施事務の是正及び予防に努めるものとする。

(不適合命令への是正措置)

第 39 条

本会は、主務大臣からクリーンウッド法第 18 条第 1 項各号に適合するための必要な措置をとるべき命令を受けたときは、直ちに適合するための必要な措置を講じ、主務大臣に報告するものとする。

(改善命令への是正措置)

第 40 条

本会は、主務大臣からクリーンウッド法第 20 条の規定に即して登録実施事務を行うべきこと又は木材関連事業者の登録の方法その他業務の方法の改善に関して必要な措置をとるべき命令を受けたときは、直ちに改善のための必要な措置を講じ、主務大臣に報告するものとする。

(登録実施事務に関する業務等の点検及び見直し)

第 41 条

- 1 会長は、法令の改正等により判断基準等に大きな変更があった場合等には、既存の登録実施事務に関する業務等について適切性及び有効性等の観点から点検及び見直しを行うものとする。
- 2 点検及び見直しの記録は文書化し、保存するものとする。

(主務大臣への報告及び立入検査の受入れ)

第 42 条

本会は、クリーンウッド法第 33 条第 2 項に基づき、主務大臣から、登録実施事務に

関する報告の求め又はその職員による立入検査があるときは、これを受け入れるとともに、これらの調査の実施に協力するものとする。

(苦情及び異議申立ての処理)

#### 第43条

- 1 本会は、登録実施事務の範囲内において、登録申請者又はその他の者から持ち込まれる苦情、異議申立て又は紛争を別に定める「苦情・異議申立て及び紛争処理要領」に従って処理するものとする。
- 2 本会は、苦情、異議申立て又は紛争の経緯及びこれらに対して実施した是正処置又は予防処置について記録し、その概要についてインターネットによる情報開示を行うものとする。

(不当表示等に対する処置)

#### 第44条

本会は、登録木材関連事業者による宣伝、カタログその他の媒体において登録制度への不正確な言及、誤解を招くような表示の使用が発見された場合は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

(その他)

#### 第45条

この規程に定めるもののほか、登録実施事務に必要な事項は、別に会長が定めるものとする。